

投資詐欺や国際ロマンス詐欺等の案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点等について

Q 投資詐欺や国際ロマンス詐欺等の案件を取り扱う弁護士の業務広告をよく見るが、その弁護士に依頼して大丈夫か。

A 投資詐欺や国際ロマンス詐欺等の案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点について、東京弁護士会や大阪弁護士会がその見解をウェブページに掲載しているのでご確認いただき、ご判断ください。

東京弁護士会

国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点：

https://www.toben.or.jp/know/iinkai/hibenteikei/news/post_7.html

国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点2：

https://www.toben.or.jp/know/iinkai/hibenteikei/news/post_8.html

大阪弁護士会

国際ロマンス詐欺や投資詐欺等を取り扱う弁護士の広告にご注意ください！

https://www.osakaben.or.jp/info/2023/2023_0908.php

Q NPO法人等法律事務所以外の団体が投資詐欺や国際ロマンス詐欺等の案件を取り扱う広告を出しているが、そういった団体に依頼して大丈夫か。

A NPO法人等の団体は詐欺被害のための法律事務を行うことはできませんので、依頼しないでください。

Q 投資詐欺や国際ロマンス詐欺等の被害回復は難しいのか。

A 投資詐欺や国際ロマンス詐欺等の案件については、被害回復のため口座凍結をしても当該口座残高は少ない場合が殆どで、被害回復は現実には難しく、被害を全く回収できないか、ごく少額の回収にとどまることが多い、とされています。

弁護士に高額な着手金を支払って投資詐欺や国際ロマンス詐欺等の事件を依頼しても成果がない可能性が大きいと考えます。

以上